

# 仕 様 書

## 1. 委託業務名

令和6年度女性のわくわく応援事業業務委託

## 2. 業務の趣旨

現在、本県では出産や育児等の理由により離職されている女性が減少傾向にあるものの、働きたくても働けない子育て期の女性が未だに約 2 万人に上る。一方で県内企業の中には人手不足を訴える企業も多く、中には女性活躍に積極的で働きやすい職場づくりを進めている企業も多い。こうした要因の一つとして、需要と供給のミスマッチが挙げられる。

このことから、無業女性の就労先としてより多くの仕事に目を向けてもらえるよう、未経験職種への挑戦を支援すると同時に、仕事と家庭のバランスに不安を感じている女性に対して、こうした不安を軽減する必要がある。

そこで、主に子育て期の無業女性を対象に、様々な仕事をより具体的に知ることができる場を設けるとともに、働くに向けて一歩踏み出すための講座を開催し、無業女性の再就職を後押しする。

あわせて、そうした体験記や再就労に必要な情報等を集めた情報誌を作成することで、体験に参加できなかった方を含め、働きたいと考える女性を県内から広く掘り起こす。

## 3. 契約期間

契約締結日から令和7年3月 31 日(月)まで

## 4. 業務スケジュール(予定)

契約締結後～	キックオフセミナー・派遣先企業の調整
令和6年 7 月上旬頃～	キックオフセミナー・お仕事体験 DAY 広報
令和6年 8 月上旬頃～	キックオフセミナー・お仕事体験 DAY 順次開始
令和6年11月頃～	再就労支援冊子作成

※企画提案内容に応じて、受託者と県の協議によりスケジュールを調整する。

## 5. 委託業務の概要

- (1)キックオフセミナーの開催
- (2)お仕事体験 DAY の実施
- (3)再就労支援冊子の作成

## 6. 委託業務の対象

県内の無業女性(※特に子育て中の無業女性について配慮したものにする)

## 7. 委託業務の内容

業務の内容は次のとおりであるが、追加および上乗せ提案をすることも可とする。

### (1) キックオフセミナーの開催

#### ア. 内容

##### (目的)

これから就職活動を始めようと考えているまたは、働くことに悩んでいる無業女性に対し、働くことへの不安の解消や働いてみようと思えるきっかけを与え、就職活動のスタートを後押しする。

##### (実施条件)

- ①開催は2回以上とし、県内全域から参加できるよう開催方法や開催会場を工夫すること。
- ②参加定員は少なくとも1回あたり15名以上となるようにすること。
- ③会場参加者に対し、託児を用意すること。
- ④参加者にアンケートを実施すること。

#### イ. 実施時の留意事項

- ・講座プログラムについては、県と事前に調整すること。
- ・キックオフセミナー参加者を(2)お仕事体験 DAY や毎年8月～9月に開催する保活直前！お仕事探し応援ウィークにつなげられるよう開催時期や内容等を工夫すること。
  - ※「保活直前！お仕事探し応援ウィーク」とは、  
求職者の「保育所が先か、就職が先か」といったジレンマの解消するため、県内市町の保育園入所申込前に「9月内定、翌年4月採用」といった特別な求人を集めた合同面接会等を開催するなど就労支援を集中的に行う期間。
- ・アンケートの実施に関しては再就職を考える女性の悩みや必要な支援を確認する内容を含むものとし、質問項目等は県と事前に調整すること。
- ・参加者との連絡調整、託児および会場の手配、その他実施に必要な物品の準備等については、受託者が行うこと。
- ・実施にあたっては滋賀マザーズジョブステーション就労支援業務の受託者と密に連携を図ること。

#### ウ. 参加者の募集・広報・選定

- ・参加者の募集にあたっては、受託者において、チラシ、SNS等を活用し、効果的な広報に努めること。
- ・募集・広報にあたっては、県と十分に協議し、事前に県の上の了承を得た上で実施するものとする。

### (2) お仕事体験 DAY の実施

#### ア. 内容

(目的)

子育て期の女性を対象に、多様なお仕事体験(半日程度)を託児付で実施し、働くイメージを持つことで再就労を後押しする。

(実施条件)

①体験先は6社以上用意し、様々な業種を参加者が体験できるようにすること。

【体験の例】

製品に触れる、研修用キットを組み立てる、介助用器具を体験する 等

②参加定員は少なくとも延べ30名以上(各回5~10名程度)とすること。

③体験参加者に対し、託児を用意すること。

④体験参加者にアンケートを実施すること。

#### イ. 実施時の留意事項

- ・訪問企業およびプログラムについては受託者からの提案により、県と調整のうえ決定する。
- ・体験先のエリアは県南部と北部でそれぞれ1社以上とし、同地域で体験内容(日数、時間、仕事内容、業種)が重複しないよう工夫すること。
- ・訪問先企業や託児場所へのアクセスに不便が生じないよう工夫すること。
- ・保活直前！お仕事探し応援ウィーク期間中(8月末~9月末)に一部が開催できるよう努めること。
- ・保活直前！お仕事探し応援ウィークとの連携を意識し、滋賀マザーズジョブステーション就労支援業務の受託者と密に連携を図ること。
- ・アンケートの実施に関しては未経験の仕事を体験して感じたことや、今後の就業意向を確認する内容を含むものとし、質問項目等は県と事前に調整すること。
- ・訪問先企業および参加者との連絡調整、託児および会場の手配、その他実施に必要な物品の準備等については、受託者が行うこと。

#### ウ. 参加者の募集・広報・選定

- ・参加者の募集にあたっては、受託者において、チラシ、SNS等を活用し、効果的な広報に努めること。
- ・募集・広報にあたっては、県と十分に協議し、事前に県の上の了承を得た上で実施するものとする。

### (3)再就労支援冊子の作成

#### ア. 内容

(目的)

上記(1)および(2)の事業成果をまとめ、加えて、再就職された女性の事例や働くことによるメリット、子育て中の就労でよくある課題とその対策など「働く」に興味を持ち、新たな仕事へのチャレンジを後押しする冊子を作成する。

#### (実施条件)

- ①サイズはA5 判とし、12 ページ程度、フルカラーとすること。
- ②可能な限り、イラスト、写真、グラフを利用し、わかりやすい文章表現、読みやすいデザインとなるよう工夫すること。
- ③必要に応じてお仕事体験先への取材も実施すること。

#### イ. 事業執行にかかる留意事項

- ・取材する企業については(2)の体験先の企業をメインとし、受託者からの提案により、県と調整のうえ決定する。
- ・(1)および(2)で回収したアンケートの内容も必要に応じて冊子に反映させるなど、参加者の声を反映するといった工夫を行うこと。
- ・本冊子の著作権(著作権法第 27 条および第 28 条に定める権利を含む。)は、委託料が支払われたときに受託者から県に譲渡されるものとする。また、受託者は、県および県が指定する第三者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。

#### ウ. 成果物

版下原稿および県ホームページ掲載用データとし、次の仕様によりCD-ROM等により納品すること。(※冊子の印刷は県で行うため、印刷は不要。)

データの形式: イラストレーター形式データ、PDF データ(アウトライン化したもの)

#### 8. 特記事項

- (1) 受託者は、「7. 委託業務の内容(1)および(2)、(3)」の業務に付随する業務を行うものとし、業務実施にあたり、連絡調整者を1名以上配置し、本業務の進捗を管理すること。
- (2) 本件「女性のわくわく応援事業業務委託」の委託費の支払いは、完了後に一括して支払う。
- (3) 受託者は、業務の必要に応じて、滋賀労働局、各ハローワーク、各市町等の業務と関係する各機関と連携して業務を実施すること。
- (4) 受託者は、業務の遂行にあたっては、県と協議し適時連絡を取り、チェックを受けるものとする。
- (5) 本業務の履行に際し使用する著作物等については、肖像権、著作権、商標権その他の諸権利を侵害することのないよう必要な手続きを行い、これに必要な経費は委託費に含むものとする。また、これらの知的財産権に関する問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを処理すること。
- (6) 受託者は、本業務の実施にあたり関係法令を順守すること。
- (7) 本業務を通じて得た受講者の個人情報、受託者において適正に保有、管理するとともに、本業務の遂行に必要な限度においてのみ利用すること。
- (8) 仕様のない事項または仕様について生じた疑義については、県および受託者の双方で協議するものとする。